

◆財政健全化判断比率
(財政健全化法第3条関係)

指 標	27 年度	26 年度	比較	参考指数	
	(A)	(B)	(A)－(B)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	15	20
②連結実質赤字比率	—	—	—	20	35
③実質公債費比率	10.1	11.0	▲0.9	25	35
④将来負担比率	98.0	89.3	8.7	350	

国で示す基準値を超えた場合は、財政的に「危険」だとみなされ改善にむけた計画を作成しなければなりません。4指標のうち1項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければなりません。

監査委員の決算審査意見抜粋

【平成27年度決算、過去最大規模】

本村の平成27年度決算は、第4次「平田村総合計画（後期基本計画）」の基本理念である「あたたかい平田村・みちびきの平田村」を実現するため、「平田村行政改革大綱」での改革ポイントを踏まえつつ、重点的な予算編成がなされ、国・県支出金決定の遅れ等やむを得ない事情もあり、補正予算や明許繰越の設定等が行われているが、各事業とも総括的には効率的・効果的な執行が行われていると認められる。

なお、27年度の決算は、統合中学校建設事業や役場庁舎改修事業及び防災行政無線デジタル化改修事業の本格化で、前年度に比べて歳入で6億5千万円、歳出では9億8千万円

を超える増となり、過去最大規模となっているが、一般会計、特別会計ともに黒字であり本村の財政は健全な状態にあるといえる。なお、予算編成時には事業計画をより一層精査し、必要最小限の予算計上と計画的な事業執行に努めるほか、課内で事業の進捗状況を確認する場を設けるなどとして、予算の執行状況を常に念頭にいれながら事務の執行に努められたい。

【経常収支比率】

83.0%で前年度より0.7ポイント減少しているが、財政の弾力性の標準75%を超えており、財政構造は硬直化の傾向にあることは否めず、経常経費の抑制、費用対効果の検証及び効率的な財政運営に一層努められたい。なお、地方財政全体が悪化している今日では、大部分の地方自治体が経常収支比率80%を超えて

おり、要注意の状況となっている。

【実質公債費比率】

10.1%と前年度と比べると0.9ポイント減少しており、早期健全化基準である25%を下回っている。また、将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模の何倍あるかを示す比率の将来負担比率も98.0%と、前年度と比べると8.7ポイント増加しているが、早期健全化基準の350%を大きく下回っている。なお、今後、統合中学校建設事業等による村債残高の増加が予想されるが、今まで同様に交付税算入率の高い有利な起債を引き続き活用し、事業を厳選した村債発行に努められたい。

にある。「平田村行政改革大綱、平田村自律計画」のもと客観性と透明性を確保した住民の協働による簡素で効率的な行政運営に努めるため、事務機器等の長期継続契約の活用、各種団体への補助金の見直し、生コン支給事業による現道舗装工事等コスト削減に努力されていることは拝察できる。

今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増加やジュニアランド整備等の事業が予定されている中、将来世代に過度の負担を残すことなく、真に必要なサービスが安定的に供給できるよう、なお一層の創意工夫により、平田村の目指すべき将来像である「全ての村民が安心して暮らし、次代を担う子どもへ誇りを持って引き継げる村の実現」に邁進されることを期待する。